

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 4 月 15 日

広島市長

提出者

住所 広島県三次市三次町1534番地の1

氏名 株式会社 ノダ道路

代表取締役 中川 貴文

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 (0824) 63-7636

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ノダ道路
事業場の所在地	広島県三次市三次町1534番地の1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	資本金 3,000万
③従業員数	19人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場から排出される産業廃棄物 → 現場にて分別 → 種類別に各処分業者へ積込・運搬（自社又は収集運搬者へ委託）

別紙1

(廃棄物処理法・産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和 6 年度)実績量
計画:今年度(令和 7 年度)計画量

単位:トン/年

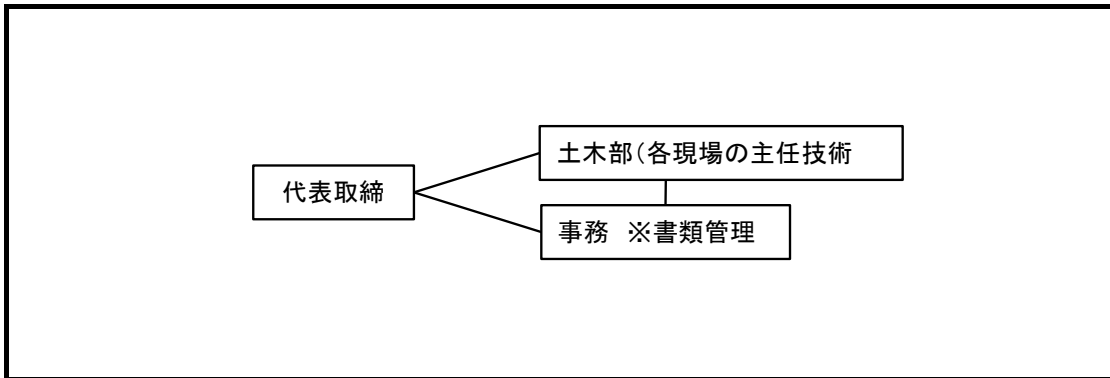
単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	0.65	0									0.65	0			0.65	0				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず	481.85	500									481.85	500			481.85	500				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類	554.41	600									554.41	600			554.41	600				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1036.91	1100	0	0	0	0	0	0	0	0	1036.91	1100	0	0	1036.91	1100	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>工事の着工前、現場にて産業廃棄物の種類・予定数量を把握し、分別の徹底、出来る限りの再生、処分業者の選定を計画して実施。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>現状を継続し、実施する。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>現場にて、機械・手作業にて丁寧に分別するよう徹底。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>現状を維持し、分別に徹底する。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p style="text-align: center;">/</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	処分業者の許可内容を確認し、委託業者を選定。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現状を維持し、適切な業者を選定する。